

民生福祉常任委員会記録

平成26年3月12日

【開催日】 平成26年3月12日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時00分～午後4時00分

(休憩午後1時55分から午後2時まで及び午後3時44分
から午後3時50分まで)

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

健康福祉部長	田所栄	健康福祉部次長兼高齢障害課長	岩崎秀司
高齢障害課主幹	中野寛美	高齢障害課主査兼介護保険係長	河上雄治
高齢障害課高齢福祉係長	矢野亜希子	地域包括支援センター所長	尾山貴子
高齢障害課障害福祉係長	縄田誠	市民生活部長	川上賢誠
環境施設整備室長	榎坂昌歳	環境施設整備室技監	中森達一
環境施設整備室主任	三好正幸	環境衛生センター所長	堤泰秀

【事務局出席者】

局次長	清水保	庶務調査係長	坂根良太郎
-----	-----	--------	-------

【審査事項】

- 1 新ごみ処理施設の運転管理について
- 2 議案第19号 平成26年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について(高齢)
- 3 議案第32号 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について(高齢)

4 請願第7号

「新ごみ処理施設の民間委託による包括運転管理に関する請願書」

5 閉会中の継続調査事項について

午後1時00分 開会

下瀬俊夫委員長 ただいまより民生福祉常任委員会を始めます。最初に所管事務調査ということで新ごみ処理施設の運転管理について、これは予算のほうで具体的にいろいろと環境のほうから、事前に所管の民生福祉委員会でお聞きしようということでお呼びしました。最初に執行のほうから説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

榎坂環境施設整備室長 新ごみ処理施設の運転管理について御説明させていただきます。まず、最初に新ごみ処理施設の進捗状況とスケジュールについて御説明をさせていただきたいと思います。新ごみ処理施設建設工事は、平成27年3月末完成で鋭意工事を進めています。2月末現在の進捗率は、40%となっております。計画では40.5でございます。ちなみに3月末の進捗率は48.4%を計画しております。建設スケジュールといたしまして、平成26年12月末までにごみ焼却ができる部分を完成させ、平成27年1月より試運転に入り、3月末までの間、性能試験を行う予定です。既存施設については、平成26年度は現状の体制を維持し、平成27年1月から3月までの間、主に山陽小野田市小野田処分場にある災害ごみを焼却処分し、処分場の延命化を図る計画としております。その後は廃炉といたします。新ごみ処理施設の運転管理については、民間委託で計画します。平成27年1月から平成30年3月までの約3カ年は運転管理委託を計画しています。平成26年度に運転管理業務に係る発注支援業務を委託します。これは、平成27年1月から約3年継続の運転管理委託に必要な発注仕様書等を作成するためです。また、長期包括的運営委託については、平成26年度にまず、導入可能性調査を行います。平成27年から29年を準備期間として、必要な調査業務を実施する予定です。調査業務の結果を検討し、長期包括業務委託についての判断を行いたいと思います。以上が新ごみ処理施設の運転管理事業についての御説明でございます。

下瀬俊夫委員長 今回の説明を受けまして、委員からの質疑を受けたいと思います。

岩本信子委員 先ほど長期包括業務委託導入可能性調査をいつからするとおっしゃいましたかね。

中森環境施設整備室技監 導入可能性調査委託自体は来年度計画しております、それに必要な調査等はモニタリング等のデータも充てながら最終的な結論を出す予定にしております。モニタリングは動いてからどういうふうな燃費で動くかという言い方はちょっとおかしいですけど、実際には設計をやりつつ、工事を進めておりますけれども、基本的には燃料、電気代がどのぐらいかかるのか、薬品がどのぐらいかかるのかという設計上の数字は当然あるわけですが、実際それは現実うちのごみにあっているとか、基本的なところのずれがあったり、実際運転に必要な薬品とか溶液費とか、その量とかは実際に運転しないとわからないんで、その辺の調査を3年間モニタリングしまして、それを反映して比較しながら、長期包括のほうが有利か有利ではないかという最終結論は出そうと考えております。

三浦英統委員 今回の施設の管理事業。前回、現地に行ったときに試運転を行いますということをおっしゃっていましたが、試運転にかかる経費なんですか、その委託の経費。それともこれは職員がやるんですか。そこらをまず教えてください。

中森環境施設整備室技監 3,300万の内訳ですが、来年度予算として予定している3,300万の内訳なんですけど、発注支援のための業務委託等で約2,000万ぐらい計上しております、ちょっと順番おかしくなるけど細かく言っていいですか。試運転が始まるのが27年1月から3月までです。その間は古い炉、今の施設の炉ではごみは焼却しなくなります。試運転のために今集めている可燃ごみは新しい焼却炉に持って行くようになるので、基本的には古い炉で燃焼することはあり得ないだろうと考えております。ですが、今うちの榎坂が言ったように古い炉では、最終処分地の延命化を図るために少しでも燃えるものが埋まっているものがあれば、そちらを処理しようと考えていますので、古い炉は来年1年間丸々動かそうと計画しています。そしたら、新しい炉の運転は誰がするかという話になるんですけども、新しい炉の運転の運転教育、運転指導するためには、うちの職員を、市から委託した職員を張りつけな

くてはいけませんから、既設の炉を動かしているのです、今の職員、今の体制はそのまま維持して、今後27年度以降、新しい炉を運転する職員を事前に充てるような形になろうと思います。その費用は市のほうが持たなくては行けませんので、3,380万円のうち、新しい炉で運転指導を受けるための職員の委託費として1,600万円。うちの職員では直営はしない方向を考えております。来年1月から3月に新炉を運転するのに委託費が必要となります。その委託費を1,680万ほど組んでいます。3,380万のうち約1,680万を新しい炉の運転指導の間の委託料として上げておまして、当然27年度以降も同一契約することになると思うんですけれども、それは3カ年の債務負担行為をとって、一括で契約できればいいかなというふうに思っています。ですから、27、28、29の3カ年の運転委託の債務負担を予定しております。この3カ年に分けている理由というのは、ちょうど施設の瑕疵担保期間が3カ年になっておまして、瑕疵担保期間が最大3年かかるものですから、とりあえず、長期包括的業務委託とその3カ年を一緒にごちゃまぜしてしまうと、ちょっとまずいかなということで、とりあえず3年だけを委託して、そのモニタリング調査等をおこなって、最終的に長期包括に移行できればいいのかなというふうに予定しているところです。

三浦英統委員 今から3カ年のモニタリングの関係なんですが、ただ、その前に本年の1月から3月の間ですね、これの委託を新しい人にしていただくというお話がございましたが。これ、どこに委託するん。委託先、新年度、どういう委託の方法で、どういうやり方で委託をなさるのですか。

榎坂環境施設整備室長 今、御質問がありました件ですけれども、委託方法とか委託業者については新年度で検討するように計画しておりますので、今現在では何も決まっておられません。ただ試運転、性能試験に間に合うような形で委託業者を決めたいと思っております。

三浦英統委員 その試運転の段階で、どのぐらいの人員で委託をまず割くのか。そこの計画はまだ全然ないということなんですか。

榎坂環境施設整備室長 具体的な人数、人員配置等はまだ決めておりません。

三浦英統委員 今後三年間で、モニタリングを行いますよということなんですが、この今の1月から3月までの結果によって、また新たにどのぐらい

の経費がいるのか、あるいは人員がいるのか、そこらを三年間で研究するわけですか。それともその三年間をある業者さん、委託ですからね。そこに委託して、結果がよければ、あとの残りの何年間か包括民間委託ですか、ここにするという、こういう計画なんですか。先ほどの説明は。

榎坂環境施設整備室長 この3年間、27、28、29の業者とその30年以降の業者は同じ業者がなるとは限りません。現在の状況は何も決まっておられませんし、白紙の状態でございますので、新年度に検討させていただきたいと思えます。

吉永美子委員 今、入っておられる、会社名を忘れたんですが、管理委託されている会社（「日本管財」と呼ぶ者あり）との契約はどのような形態で、どこまでという形で原契約になっているのですか。

中森環境施設整備室技監 今回の契約は去年の5月から今年の4月までの単年度契約です。ですから26年の5月に新たな契約を結ぶことになると思えます。それは当然、旧炉部分だけを、今ある既設の古いほうの建物の運転委託契約を結ぶようになります。当然今の業者とは。新炉の運転管理をそのまま、今やっている日本管財に引き続くということは考えておりません。

小野泰委員 このフローから見ますと、12月が契約ということになっております。さっきから新年度というふうに言われますので、4月以降にいろんな検討されながら、11月ぐらいに入札をして、そして12月に契約して、1月から試運転に入っていくと。その業者については、この3年からさらにずっと続くようになるであろうという見方でいいんですかね。

榎坂環境施設整備室長 今言われた27年の1月から30年の3月までは同じ業者に委託するようになります。30年度以降はモニタリングの結果によりまして、長期包括業務委託がいいのかどうかという判断をしていきますので、同じ業者とは限りません。

三浦英統委員 今委託していらっしゃる単価、それと今後新しい施設ができて、比較検討してみて、単価的にどちらのほうが安価にできるか、そこらあたりの検討はなさっていらっしゃいますか。

川上市民生活部長 整理して簡単に申し上げます。まず、新ごみの1月からの試運転を含めた運転管理、これについてですね、26年度に入りまして運転管理業務委託発注支援というのがあります。これでどういう形の民間に委託したらいいのかということを検討していただきまして、その結果で12月にこういう形の運転管理をしましょうという形で、入札するかどうかはわかりませんが、そういう形で業者が決まります。その業者が決まりましたら、1月から試運転をしていくわけでございます。試運転は27年度から業務をするために試運転をしてそこで教育をしなければいけないので、その業者は試運転のときから入って、瑕疵担保の3年間、これの委託を受けてやっていくという、その3年間の間に次の段階で包括的な民間委託がいいのかどうかという、そういう調査をずっとしていきますという形になろうかと思えます。基本的にはそういうものでございます。今のごみ処理場の委託の費用と新ごみの委託の費用というのは、今私言いましたように、どういう発注して、どういう運転管理が必要であるかということをお客様さんに委託して煮詰めていただきます。それに基づいて、仕様書に基づいて、どのぐらいの費用がかかるかというのが決まってくるので、旧の処理場と新しい処理場で単価が同じようになるのかは、今の段階ではわかりかねます。

石田清廉委員 27年1月から試運転ということで、指導費といいますか委託料が1,680万と言われましたよね。その指導をとというのはプラントメーカーから教育を受けるということですよ。そのプラントメーカーというのは今の川崎技研ということですよ。その川崎技研さんから指導を受けるそこで作業する人は市の職員を除いた残りの8人ということですか。

榎坂環境施設整備室長 それは先ほど出ました日本管財というお話だと思いますけど、それはそのまま、その会社になるかどうかは今の段階ではわかりません。ただ、スライドして、そのまんま、今言われた8人が新ごみのほうに行くということは今のところはありません。

石田清廉委員 プラントメーカーの川崎技研がそのまま正常な入札で、川崎技研が委託先になったとしたら、それでいいんですけれども。全く違う業者が入札で委託先になった場合、指導委託料1,680万円はどうなるんですかね。この川崎技研から受けた指導料は新たな管理業者が委託先に来た場合はどうなるんですか。

榎坂環境施設整備室長 1,680万というのは、1月から3月までの間の人件費でございます。だから、川崎技研はプラントメーカーですのでつくった責任がございますので、1月から3月の間は川崎技研が運転管理の指導します。そして1,680万というのはその指導を受ける方の委託料でございます。

岩本信子委員 この77ページを見るとよくわかるんですが、これを見ると、モニタリングが27年度から始まりますよね。3年間。ここに債務負担行為が400万円ずつついていますね。そして、下の2つの27年から29年度の運転管理というので、新ごみ処理施設。27年、28年、29年とここに出ておまして、これに債務負担行為が1億4,000万ですか、つくようになっていますよね。77ページの表を見ると。結局問題は今の債務負担行為27、28、29って、運転するこれがモニタリングの期間でもあるし、運転する期間でもあるんですよね。債務負担行為で委託契約がでているんですよね。そうすると、モニタリングするのはどこがやるんですか。それと27、28、29年度の債務負担行為はモニタリングが終わって、どこにやるかというのを、長期決めるのか。27、28、29はもう川崎技研に、この債務負担行為、1億4,000万、させるんですか、そのところ説明してください。

榎坂環境施設整備室長 今の質問なんですけど、この説明書の上のほうを見ていただきたいと思います。モニタリング、性能試験、立会等含む。これは新ごみ処理施設に係る実際にプラントの機器とかですね、建物、いろんなものが正常に動いているか、設計どおりに動いているかというのをモニタリングするものです。これは、建設コンサルタントがモニタリングを行う予定でございます。これが一つでございます。もう一つ、今のモニタリングも債務負担行為をとります。これは3カ年同じ業者がやるのが望ましいと思われるからです。それと下のほうの単年度が1億4,000万と書いてありますね、これは金額は決めているんですけど、これについては運転を委託するところの債務負担行為でございます。だから、これは運転をするための費用でございます。

岩本信子委員 じゃ、これはまだ決まっていないという判断でいいですね。

榎坂環境施設整備室長 そうですね。

岩本信子委員 それで、26年度の既存の施設というところで、既存の施設が

26年度いっぱい終わるといことなんですけど、一番心配しているのは、この既存のところ動かしております、一般職員ですよ。今、49人、これはいろいろごみ収集や何かもあるんだと思うんですけど、この一般職員については、どのような形になるんですか。26年度で一応この予算の中で終わって、27年度から運転を委託ということになったら、一般職員の方々はどんな形になるんですか。

榎坂環境施設整備室長 私達は環境施設整備室なので、職員の人事のことに關しては、担当しているところではございませんけれども、既存の26年度の炉の運転が終われば、その炉に配置されている職員は人事異動でどういふ部署に配属されるか、私はわかりませんが、配置かえは当然炉が委託になりますので、炉以外のところに配置換えされると思われます。ただ、人事のことに關しては私どもの管轄ではございませんで、明確にお答えすることはできません。

岩本信子委員 先ほど、新ごみ処理施設の運転を委託するといふところ、27、28、29年、債務負担。ここの時点で競争入札か何かで運転を委託されるんですか。

榎坂環境施設整備室長 予定では27年1月から30年3月までの間、競争入札になるか、その手法についてもこれから検討してまいります。

下瀬俊夫委員長 包括委託の中身ですね、さっきから出ているように、収集のほうも含めてといふような話もありますので、その範囲だけでも、きちんとおっしゃってください。

川上市民生活部長 旧の今の処理施設、26年度中は使いますとお話をしました。だから、そこで市の職員と日本管財の職員が半分ずつ運転管理をしております。26年度で旧ごみ処理施設を使わなくなると、新ごみ処理施設は民間委託することになります。それは運転管理だけでございます。収集は違います。運転管理だけでございますので、運転管理に携わっていた職員は定年退職もおりますし、ほかの部署に行くと、収集のほうに回るといふふうなことでございます。その辺についての運転管理を民間に出すといふことは、人事と組合との話も設けているところでございます。

三浦英統委員 27年から29年の瑕疵担保の期間ですよ。このときに入札

で他業者、今は川崎技研さんが工事していらっしゃる、で、川崎技研に
関係ない業者さんが入札なさったときに、こういうときにコンサルタント
がモニタリングをするということらしいんですが、このときに瑕疵が
出た場合、瑕疵あるいは運転管理のときに事故が起こったと、瑕疵以外
のことで。こういうときはどのような考え方をもちいらっしゃるの
ですか。

榎坂環境施設整備室長 この、瑕疵担保というのは非常にデリケートな問題で
ございます。それが設計に由来するものか、施工に由来するものか、こ
れは判断するのに当事者同士、施工した業者、発注した市、お互いに利
害関係がある者同士が瑕疵について、答えを求めるのは難しいので、経
験があるコンサルタントにお願いするようになります。それで、今言わ
れた事故であったり、瑕疵であったり、いろいろな諸問題が3年間の間
で発生すると思います。それが、どのような原因で発生したかをジャッ
ジしてもらおうと言いますか、お知恵を借りたり、どういうふうになっ
たかを判断する一つの手法として、コンサルタント入れてまいりますので、
単に事故、瑕疵、蓋が壊れたとかそういうものが運転によるものか設計
によるものかをジャッジするためにモニタリングを行い、公正に判断し
ていきたいと考えています。

三浦英統委員 今後委託をする中で、対応団体の話が出ましたが、この話は解
決されましたか。

榎坂環境施設整備室長 対応団体とは、「職員組合」と呼ぶ者あり）そのこと
については人事課で協議していただいて、炉の運転に関しては、職員で
しないということで合意に達しています。

岩本信子委員 先ほどの77ページを見ていて気がついたのですが、新ごみ処
理施設の試運転は27年1月から焼却を始めるようですが、その前に契
約というのがあるのですが、その契約は運転指導の委託契約なのか、2
7、28、29年度全部あわせた契約なのか。

榎坂環境施設整備室長 真ん中よりの下に書いてある契約は、27年の1月か
ら30年の3月までの運転委託の契約でございます。

岩本信子委員 運転指導というのは、全然もう委託料がまああるんですが、契
約したところに運転指導という意味なんですか、どうですか、もう運転

指導とか関係なしでどこかに委託してさせるとか言うことではないですよ。どうですかねそこ。

榎坂環境施設整備室長 委員さんが言われるとおりに、線の位置が悪いんですが、運転指導は、建設業者の川崎技研が行いますので、お金は要りません。そして、運転を実際しますよね、ごみの焼却炉を回します。そのときの人件費、委託料が1,680万ということになります。だから、教えていただくプラントメーカーには、指導料とか金銭はお支払いすることはありません。

吉永美子委員 先ほどの御説明ですと、建設コンサルタントの力が大きく左右するというふうに認識をいたしましたんですけど、この建設コンサルタントの探し方ですね、力がある所にさせていただかないといけないので、その手法はどのようにされるのですか。

榎坂環境施設整備室長 コンサルタントにもいろいろ種類がありますが、廃棄物を専門に扱うコンサルタントになってくるかと思えます。それと、実際に新炉のモニタリングをしたかどうか、経験があるかどうかというのも事前に調査して、その中からエントリーをしていくようになると思います。

吉永美子委員 そうすると、3年間のモニタリングの間に意思疎通というか、市として建設コンサルタントとのやりとりをしっかりとやっていかないといけないわけですが、距離的な問題とかは、近くにおられない建設コンサルタントだったりとか、クリアしないといけない問題はないですか。

榎坂環境施設整備室長 廃棄物を専門に扱うコンサルタントは、近くにはなかなか存在しません。これは日本全国レベルの話でございます。実際に今新ごみ処理施設も施工管理の委託をしております。これは、福岡の東和テクノロジーという会社が行っていますけども、今言われた距離感の話なのですが、今の現場でも配筋検査であったり、型枠検査であったり、工場検査であったり、それは市の職員と全く同じで、週によっては毎日来ているときもございます。だからその辺は相手もプロですので、必ず立会しなくてはいけないところとか、いなくてはいけないところとか、そういうところについては、必ずチェックをしておりますので、コンサルタントの距離的なところは大丈夫だと考えております。

岩本信子委員 新ごみ処理施設発注仕様書作成という1,300万の26年度の契約があるんですが、これは、コンサルタントに頼まれるのですか。それとも、うちで発注仕様書を作られるのか。それともう一つモニタリングの発注仕様書作成というのが100万ほど契約されるのでしょうか、その仕様書作成はうちでするのか、どこかに頼むのかお聞きしたいと思います。

中森環境施設整備室技監 当然市でやるべきものなんですけど、市のほうでもそれだけの知識を持っておりませんので、コンサルに発注する予定で考えております。

岩本信子委員 もう一つ。77ページの一番下のところ。包括的運営委託の導入可能性調査、これも26年度に300万予算が入っているのですが、これについてもコンサルタントを入れられるということですか。

中森環境施設整備室技監 はい、そうです。

岩本信子委員 うちにそれだけの知識がある者がいないし、専門的な分野だからコンサルタントは必要なことだとは思いますが、そのコンサルタントと、例えば川崎技研ですか、この処理場をつくったところとかです、ね、リンクしているというか、つながっているというか、そんなことはまずないですよ。

榎坂環境施設整備室長 結論から言うと、それはありません。できるわけがありません。というのはですね、今の新ごみ処理施設の建設工事についても川崎技研を監督しているのは、コンサルタントがしているんですけど、これが今言われたように、いいように関係を持つということは、私たち現場担当は中森技監と私ですから、中森と榎坂がチェックをかけて、毎日時間を変えて現場を見て、お互いがいいような形にするということはずできません。コンサルに委託する場合についてもですね、それは実際に建物とか建築物ではございませんから目に見えてわかりませんが、書類上のチェックをかけていきます。そして現場の者とコンサル、そして市の職員、3人が必ず一緒になって協議を進めていきますので、そのようなことはございません。

岩本信子委員 債務負担行為として1億4,000万上げられているのですが、これは大体目安としてあげられているのですか。それとも具体的な数字

がわかっているのですか。

榎坂環境施設整備室長 申しわけありません。枠という考え方を持っていただきたいと思います。

下瀬俊夫委員長 ほかに。なければちょっと一点ほど。今回川崎のプラントです。管理運営について、一般の業者でできるのかどうなのか。その認識をまずお聞きしたい。

榎坂環境施設整備室長 できるかどうかというのは、データがないと判断できませんので、データを集めて判断したいと思います。基本的には、運転ができればできるのではないかと思います。ただし、データを集めないで判断できませんので、そのデータを集めたいと思います。

下瀬俊夫委員長 問題はね。ごく普通の炉でしょ。特殊な技術があってやるわけではないわけで、熔融炉みたいにそういう技術があるわけではないので、普通の業者であればできるのかどうかというのが、業者を選定する上で非常に大事な要点だと思うんですね。先日も私たちは川崎の話をして聞いて、今後ずっと直轄の包括委託を受けたいという意識が強いんですね。そのときに、技術的にはどうなのか、一般でもできるのかどうかと聞いたんですが、これには答えてもらえませんでした。だけど、そういう業者は全国的にはいろいろあるんじゃないかなと思っているんですが、基本的な方向としては、入札を実施されるのかどうか。

榎坂環境施設整備室長 入札で行うか、随契で行うか、契約にはいろんな方法がございます。その方法について導入可能性調査、発注仕様書の作成をしてみたいと思いますので、その中で判断してみたいと思います。

下瀬俊夫委員長 随契というのは限定的なものですからね。一般的に随契できるものではないですから、そういう点で、これまでも炉の発注その他についてはいろんな議論があったわけですから、公明正大な対応ができるような仕組みがあるのではないかと思います。その辺はよろしいでしょうか。

榎坂環境施設整備室長 今言われたとおりで、やっていきたいと思います。

石田清廉委員 今の委員長の質問にかぶるんですけど、基本的には入札という

ことでしょうけど、なんと言ってもそれを設置した川崎技研、それを造ったプラントメーカーが運転技術とかあるいはプラントの機能とかを熟知しているわけですから、客観的に見ると、このままいくと公平な形でやっていただけるだろうけれども、担当メーカーが強いのではないかと、視察に行ったときにそんな感じを受けたんですけれども、そのあたりは、変な質問ですけど、いかがでしょうか。

中森環境施設整備室技監 完成後の運転委託の手法としましては、先ほどいろいろ意見が出ておりましたけれども、プラントメーカーが引き続きやるのと、全く関係のない独立系の運転管理会社がやるのと、直営はやめるということなので、その2通りしかないと思います。プラントメーカーがやるのであれば、余り随契という言葉は使いたくないですが、そういう形でやるか、独立系でやるのであれば、入札にするのかという手法につながっていくと思いますが、それぞれメリット、デメリットがありまして、それを十分検討していくのも含めて、来年度の委託予算を計上させていただきます。ぱっと思いつくのが皆さん御存知のとおり、プラントメーカーがやれば当然施設を熟知しておることと、メーカーの技術のノウハウ、特許とか全部わかっているのも、安定性を第一という運転ができると思います。トラブルの早期発見、現場の対応等スムーズにできれば、大きなトラブルにならないとか、そういうメリットがあります。デメリットとしては、公平性とか透明性とか競争原理が働くのかという話になります。それがどうしてもうやむやになってくるし、補修等をお願いするにしても単一メーカーが相手となりますと言値になってしまう、言い方ちょっとおかしいかもしれませんが、ちょっと高い金額になる可能性があります。最もうちが懸念しているのが、瑕疵期間の間の瑕疵というものが、表に出てくるか出てこないかというところが問題になってくると考えております。結局、つくったところと運転しているところが同一なので、調子が悪いという話が市にちゃんとフィードバックしてくるか、言い方は悪いですが、隠されて、ぎりぎりの運転をされていて、瑕疵の3年が切れた途端、ここ修繕しないといけませんよ、瑕疵期間の修繕は当然メーカーがやるので、お金かからないんですけど、3年後になったときに、ここ調子悪いですよと言って、至る所の修繕をなさいと言われる可能性もゼロではないということで、ちょっとどうかなという気持ちが働いておりますし、逆に独立系の会社でやるメリットは入札等になると思いますので、公平公正ということになりますし、3者が違いますので、隠すことができないので、全てのものがオープンに出て、いろいろ独立したチェックができるというふうに思える

反面、逆にデメリットとしては、トラブルが発生したときに運転業者が悪かったのか、設計施工したプラントメーカーが悪かったのかという責任のなすりつけ合いと言いますか、そこが発生したときが、独立系が入ったときには一番の問題になってくるというふうに考えております。よその県では、それが裁判になったというケースもあるように聞いております。どちらにしても一長一短がございますので、新年度になってからじっくり検討を進めていかなければというふうに考えております。

矢田松夫副委員長 他市とですね、新ごみ処理施設建設を比較してみますと、発注する前から本格的にDBOするという自治体もあったわけですが、今回この時期になって決定をされたという時期の問題、これをお答えいただきたい。なぜ今の時期なのか。

中森環境施設整備室技監 申しわけございませんが、今ここにおけるメンバーでそこまでちょっと前のときに決まっていることを、いつのタイミングで決まっていたかということをお答えすることはできないのですが。

下瀬俊夫委員長 早く決まっていたのか。

中森環境施設整備室技監 DBOにしていなかったかということですか。

矢田松夫副委員長 きょう説明された結果、経過というのは初めからわかりきったことを説明された気がしたから、なぜ今の時期になって、最終的に包括的民間委託をするという決定をされたのですかという質問をしたのです。

榎坂環境施設整備室長 まだですね、長期包括的運営委託にすると決めてはおりません。これから導入可能性調査を行いまして、その結果に基づいて判断していきたいと考えております。

矢田松夫副委員長 それからもう一つ、建設コンサルタントを含めて調査しますと、3年間のスパンで瑕疵担保の期間でやるところと、1年で経過を見るところもあったのですが、3年のスパンでやるというのは、どういう意味があるんですか。

榎坂環境施設整備室長 これは、建物やプラントなどいろんなものがあわさって一つの新ごみ処理施設というのができております。その中の瑕疵担

保期間が3年間というのがありますので、その3年間の中でモニタリングを計画して、3年間という期間を決めております。

石田清廉委員 瑕疵担保期間の3年間の間にいろいろトラブルが起きた場合の責任について先ほど話がありましたが、想定される最近の天災ですね、非常に海岸の近いところで、海拔も低いところですから、そういう災害が起きる可能性を踏まえた、瑕疵担保期間中の保険は何かあるのですか。

榎坂環境施設整備室長 新ごみ処理施設に関しましては、海岸沿いだということで、主要機器、電気製品等そういうものは2階部分に設置しております。そして、計量とかデータ類は3階の運転管理室にバックアップできるようにしております。

石田清廉委員 説明が不足しておりました。天災ですから、いわゆる想定外。1階が2階に上がったから大丈夫、だから保険は要らないということではなくて、あらゆる想定がいるのではないかという思いで質問したつもりです。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。

午後1時55分	休憩
---------	----

午後2時00分	再開
---------	----

下瀬俊夫委員長 委員会を再開します。それでは残りの議案、議案第19号、議案32号について、執行部からの説明を求めます。

岩崎健康福祉部次長兼高齢障害課長 議案第19号平成26年度介護保険特別会計予算について御説明させていただきます。介護保険は介護保険事業計画に基づき事業を進めております。その計画は、現状に沿った計画となるように3年ごとに見直しを行い、保険料などの改定を行っております。平成26年度は第5期事業計画の最終年度に当たり、保険給付費につきましては、介護保険施設整備や要介護認定者の増加によるサービス利用の増加等を勘案して給付費を算定しております。また、地域支援事業に

よる介護予防や、要支援者を対象にした予防給付を予算に組み入れております。歳出から説明いたします。20、21ページをお開き下さい。

1款1項1目一般管理費の7,202万円の主なものは、職員12名の給料や職員手当等の人件費関係です。11節需用費は、封筒や帳票の印刷代であり、12節役務費は被保険者証や更新申請案内、認定結果通知書等の郵送料であります。13節委託料は、山口県国民健康保険団体連合会への電算処理委託料です。22、23ページをお開き下さい。2項1目賦課徴収費の276万1,000円は、第1号被保険者の保険料の賦課徴収に必要な納付書や督促状の印刷代や郵送料です。3項1目認定審査会費の1,088万1,000円は、介護認定審査会業務の委員報酬や審査資料作成の用紙代、コピー代などの消耗品であり、2目認定調査等費の2,129万3,000円の主なものは、主治医意見書の手数料や介護認定調査委託料です。保険給付費に移ります。24、25ページをお開き下さい。2款1項1目介護サービス諸費の48億5,291万円は、要介護1から要介護5と認定された方のホームヘルプなどの在宅サービス給付費や特別養護老人ホームなどの施設サービス給付費、グループホームなどの地域密着型介護サービス給付費や介護計画作成費、福祉用具購入助成費、住宅改修助成費となっております。2項1目介護予防サービス等諸費の2億6,880万円は、介護認定が要支援1、2と認定された方の在宅サービス給付費、地域密着型サービス費、介護計画作成費、福祉用具購入助成費と住宅改修助成費でございます。26、27ページをお開き下さい。3項1目審査手数料の671万5,000円は、介護給付費請求書、レセプトの審査手数料です。4項1目高額介護サービス給付費の8,790万円及び2目高額介護予防サービス給付費の10万円は、利用者負担額が一定の限度額を超えた場合に支給される給付費です。28、29ページをお開き下さい。5項1目高額医療合算介護サービス給付費の1,130万円及び2目高額医療合算介護予防サービス給付費の1万円は、医療費と介護給付費の自己負担額を合算した額が一定の限度額を超えた場合に、介護給付の割合に応じて支給される給付費です。6項1目特定入所者介護サービス等費の2億1,730万円及び2目特定入所者介護予防サービス等費の10万円は、低所得者に対する介護保険3施設及び短期入所における食事、居住費の補足給付費となっております。次に地域支援事業費に入ります。30、31ページをお開き下さい。3款1項介護予防事業費は、要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象とする二次予防事業施策業務と一般高齢者を対象とする一次予防事業施策業務の事業費です。1目二次予防事業費2,272万4,000円のうち、2節から4節までは、高齢福祉係の2人

分の人件費を計上しています。7節賃金は、二次予防事業対象者把握事業に係る臨時職員分です。13節委託料のうち、二次予防事業対象者把握事業委託料202万8,000円は、要介護状態に移行する可能性の高い人を把握するために必要な調査票の作成、判定、通知等の業務を民間に委託します。通所型介護予防事業委託料517万7,000円は主に、市内6事業所が実施する通所型介護予防事業に参加して運動器の機能向上を行うものです。32、33ページをお開きください。14節使用料及び賃借料は、高齢者福祉システムのリース料です。2目一次予防事業費の2,936万2,000円のうち、13節生活管理短期入所事業委託料の39万9,000円は、要援護高齢者に対するショートステイ事業で、介護ボランティア活動事業委託料400万円は従来65歳以上の高齢者が介護施設等で介護支援活動を行っていただく事業ですが、26年度から対象者に2号被保険者を含め40歳以上とし、家族介護者に対する傾聴ボランティアにも取り組みを広げてまいります。介護予防型デイサービス事業委託料2,340万円は、在宅高齢者の介護予防のため、旧生きがい対応型デイサービスに、音読などのメニューを追加した事業です。14節使用料及び賃借料は、高齢者福祉システムリース料です。2項包括的支援事業・任意事業費は、介護給付費適正化や家族介護者の支援等を行うための事業費です。1目総合相談事業費755万円は、要介護状態になる可能性の高い高齢者の実態を把握し、次の介護予防事業に繋げるために行うものであり、市内5カ所の介護支援センターに委託します。34、35ページをお開きください。2目任意事業費のうち、8節報償費のうち、講師謝礼15万円は、認知症対策の講演会に対するものです。ねたきり高齢者等介護見舞金146万円は、73人分を計上しています。12節役務費55万6,000円のうち、通信運搬費35万9,000円は介護給付費の通知書郵送料です。手数料19万7,000円は、成年後見制度利用支援、住宅改修に係る意見書作成、介護給付費通知書作成に係るものです。13節委託料1,845万2,000円のうち、家族介護支援事業委託料56万円は、家族介護者同士の交流やリフレッシュに関する事業です。配食サービス事業委託料776万5,000円は見守り配食事業費で1万8,300食を見込んでおります。友愛訪問活動事業委託料の45万円は、ひとり暮らし高齢者の不安感解消と相談、支援するために訪問する活動で老人クラブ連合会に委託するものです。生きがいと健康づくり推進事業委託料の180万円は、老人クラブ連合会に委託し、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業です。安心ナースホン委託料の787万7,000円は、市内に居住するひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報機器を貸与する費用

で308人分を計上しています。14節使用料及び賃借料173万9,000円は、高齢者福祉システムリース料です。20節扶助費のうち紙おむつ購入助成費648万円は、ねたきり高齢者のために家族介護者が購入する紙おむつ等の購入費用を助成するものです。成年後見制度報酬助成費33万6,000円は、低所得で身寄りがいない方や、いても適切な成年後見人がいない場合、弁護士や司法書士などに成年後見人を委任し、その報酬を本人にかわって支払うものです。36、37ページをお開きください。3目介護予防ケアマネジメント事業費については、2節給料以下4節までは地域包括支援センター職員8人の人件費を計上しています。7節賃金は、介護予防ケアマネジメント業務に係る臨時職員の賃金です。8節報償費は、ケアマネジャーの資質向上のための研修講師謝礼です。9節旅費は、職員ブロック研修会参加のための研修旅費です。13節委託料845万4,000円は、予防給付ケアプランの作成業務委託料です。38、39ページをお開きください。14節使用料及び賃借料は、包括システムの導入に伴うシステムの借上料等です。18節備品購入費は、県への伝送用パソコンを現OSのサービス期間終了の為、新たなパソコンの買いかえに要する費用です。19節負担金、補助金及び交付金2,319万5,000円のうち、2,300万円は地域包括支援サブセンター負担金で、サブセンターを設置している市内の5カ所の在宅介護支援センターが地域の高齢者やその家族が相談しやすい体制を確保するための運営負担金です。4款1項1目基金積立金の14万円は、介護給付費準備基金積立金に係る利子です。5款1項償還金及び還付加算金は、第1号被保険者の保険料の過誤納還付金、還付加算金及び給付費等の償還金です。40、41ページをお開き下さい。6款1項1目予備費は、10万円を計上しております。以上で歳出を終わります。続きまして、歳入について説明いたします。12、13ページをお開きください。1款1項1目第1号被保険者保険料の10億6,382万3,000円は、65歳以上の方の保険料です。介護給付費と支援事業費の21%を負担するものです。2款1項1目総務手数料は、保険料の督促手数料です。3款1項1目介護給付費国庫負担金の9億7,289万7,000円は、介護給付費に対する施設分の15%、居宅分の20%を国が負担するものです。2項1目調整交付金の3億2,771万1,000円は、原則介護給付費の5%ですが、後期高齢者の割合などにより変動しますが25年度実績を参考に6.13%で算定しております。2目地域支援事業費国庫負担金の947万6,000円は、介護予防事業費の25%を国が負担するものです。3目地域支援事業交付金の3,310万4,000円は、包括的支援任意事業費の39.5%を国

が負担するものです。14、15ページをお開きください。4款1項1目介護給付費交付金の15億7,935万円は、第2号被保険者の保険料であります。負担割合につきましては、介護給付費の29%です。2目地域支援事業費交付金の1,099万2,000円は、地域支援事業費に対する第2号被保険者の保険料であります。負担割合につきましては、介護予防事業費の29%です。5款1項1目介護給付費県負担金の7億9,706万2,000円は、介護給付費に対する施設分の17.5%、居宅分の12.5%を県が負担するものです。2項1目地域支援事業交付金介護予防事業の473万8,000円は、介護予防事業費の12.5%を県が負担するものです。2目の地域支援事業交付金包括的支援任意事業費の1,655万2,000円は、包括的支援任意事業費の20%を県が負担するものです。6款1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子です。7款1項1目介護給付費繰入金の6億8,075万4,000円は、介護給付費に対する12.5%を市が負担するものです。16、17ページをお開きください。2目地域支援事業費繰入金の2,129万円は、介護予防事業費の12.5%と包括的支援事業任意事業費の20%を市が負担するものです。3目その他一般会計繰入金の1億3,512万5,000円は、職員給与費及び事務費の繰入金です。2項1目介護給付費準備基金繰入金の5,000万円は、1号被保険者保険料の軽減を図るために介護給付費準備基金を取り崩し、基金より歳入するものです。8款1項1目繰越金は、平成25年度の決算を見込んでの繰入枠です。9款1項延滞金、加算金及び過料は、第1号被保険者保険料に対する延滞金、加算金及び過料です。18、19ページをお開きください。2項1目市預金利子は介護保険特別会計の歳計現金に対する預金利子で、3項雑入は第三者返納金と地域支援サービス事業の利用者負担金などです。以上、予算額は57億3,538万8,000円となり、前年度に比べ2億1,597万1,000円の増額となっております。御審議のほどよろしく申し上げます。

下瀬俊夫委員長 説明が終わりました。歳出から質疑に入ります。20、21ページ。

岩本信子委員 臨時職員が賃金としてありますが、これはどのような仕事と何人ぐらいの予定なのか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 臨時職員につきましては、1名につきましては産休代替です。これは通常の事務を行っていただいております。

それから、残り3名いらっしゃるんですが、これは認定調査を行う方々ということで雇用させていただいております。

岩本信子委員 認定調査を行う方々なんですが、勤務状態というのは通常の勤務なのでしょうか。

河上高齡障害課主査兼介護保険係長 勤務体制につきましては、約月15日程度で出勤いただいております。出勤の日取り等につきましては、業務内容が認定調査ということですので、対象者がいらっしゃれば、できるだけそれにあわせて出勤をいただくように体制を整えております。

下瀬俊夫委員長 そうすると、これは臨時ですか、非常勤ですか。

河上高齡障害課主査兼介護保険係長 非常勤でございます。

矢田松夫副委員長 臨時雇いの賃金のその上に一般給12人と書いてありますが、このうち任期つきというのはどのぐらいおられるのです。

河上高齡障害課主査兼介護保険係長 任期つきが入っております。内訳といたしましては、12となっておりますが、現在で言いますと11人でございます。内訳は事務職員が7名、任期つきが4名となっております。

下瀬俊夫委員長 臨時職員は定数に入っていないでしょ。任期つきは定数に入っていないんじゃないですか。だから、任期つきは賃金の項ではないんです。

岩崎健康福祉部次長兼高齡障害課長 任期つき職員は市の職員という扱いになっておりまして、こっちの給与のほうで支払う形になっております。

下瀬俊夫委員長 臨時は臨時でしょ。

岩崎健康福祉部次長兼高齡障害課長 雇用関係は臨時ではない。

下瀬俊夫委員長 臨時の扱いではないんですか。

岩崎健康福祉部次長兼高齡障害課長 職員の扱いになっております。

矢田松夫副委員長 任期つきをしなくていけないという理由。正職員で雇用するのと任期つきですのと、何で任期つきでしたのか理由がわかりますか。

岩崎健康福祉部次長兼高齢障害課長 任期つき職員につきましては、先ほど申しました調査のほうを担当していきまして、これはケアマネの資格を持った職員ということで、面接等で選抜はしておりますけれども、任期つきということになっております。4人ほど任期つきで調査のほうに当たっているということでございます。（「ちょっと補足でございます。済みません。」と呼ぶ者あり）

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 資格がケアマネを持っている人もいますが、看護師、介護福祉士、そういった資格を持っていらっしゃる方もいます。

岩本信子委員 こちらでわかるのかどうか、わからないんですけれども、人事かなと思ったんですけど、これのケアマネとか介護士とか資格があっというらっしゃるということなんですが、大抵皆ハローワークで公募というか募集ということで、職員を募集されていると聞くんですが、この場合はどうだったんでしょうか。わかりますか。ハローワークで募集されたのかどうか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 ハローワーク、広報でも募集をかけたというふうに聞いています。

下瀬俊夫委員長 もう一遍、確認なんです。これ、職員定数に入っているんですね、任期つきが。

岩崎健康福祉部次長兼高齢障害課長 ちょっと、定数の関係はちょっと定かではないんで。人数のほうも確認しないと。

下瀬俊夫委員長 確認してください。22、23ページ。

岩本信子委員 認定審査会なんですけれども、これは審査員の報酬なんですけど、例えば認定審査一人当たりの費用というのはどのぐらいかかるものなんですか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 一回につき、1万5,623円の報酬としてお支払いしています。

岩本信子委員 審査で一回につき報酬を払うというのはわかるんですが、審査を受ける場合、受ける者が費用としていくらかかるのかと聞いたんですが、それは無料なんですか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 大変、失礼しました。審査を受ける方というのは、申請された方々ということですのでけれども、この方々については一切経費というのは必要ありません。

下瀬俊夫委員長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、24、25ページ。

岩本信子委員 特例というのがあるんですが、費用的には1万円ずつついてるんですけど、これなぜこのような予算組みとなっているんですか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 特例ということで、今までケースはなかったように聞いております。制度的にそれぞれの特例居宅介護サービス給付等があるということで予算組みをさしていただいているところでございます。内容につきましては通常は要介護申請していただきまして、審査がありまして認定がおりて、介護サービス費をお支払いしていただければ、こちらのほうで申し込みをさせていただく格好になるんですが、やむを得ずと言いますか、緊急に申請前に介護施設、あるいは居宅介護が必要になった場合、臨時的に先にサービスを使っただく格好になります。このときにとりあえず、御本人さんに全額負担をしていただき、最終的に介護認定の申請をしていただくわけですのでけれども、その申請が終わった後に償還払いとして、その後本人さんにお返しをするという制度でございまして、その仕組みといたしまして、その枠組みを取らしていただいているということでございます。基本的には先ほど申し上げましたように今のところ対象はありません。

岩本信子委員 居宅介護サービスの給付費というのが、サービスもいろいろあるんですが、内容もいろいろあるんですが、この対象人数を何人しているのかとかそういうふうなことは把握された予算とか組まれているんですか。それとも去年のを見て、大体こんぐらいであろうというところでされているのか。その辺をお聞きしたいのですが。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 居宅につきましては、人数というのは非常に難しい状況であります。サービス給付費の実績勘案、高齢者の人口の増加率、今回については消費税の関係で若干報酬が上がるということでもありますので、その辺を勘案させていただいて、試算を行っているところでございます。およそだけで逆計算のような格好になるんですが、およそで申し上げますと居宅については2,200人程度と考えております。

岩本信子委員 同じく、施設のサービスを受けられている方は人数的なものわかりますか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 施設につきましては26年度に考えておりますのは、620人程度で考えております。

石田清廉委員 助成費のことですが、福祉用具購入助成費、住宅改修助成費、これの基準というか、限度額といいますか、その算定基準はどういうものでしょうか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 住宅改修のほうですが、この部分につきましては20万円が限度額。それから、福祉用具購入ですが、これは一年につき10万円。住宅改修は一生といいますか、20万円を使い切ったらもう終わりという格好になります。福祉用具の関係につきましては、毎度更新といいますか、10万円、10万円という格好になります。

岩本信子委員 居宅介護サービス計画給付費というのがあるんですが、これはサービス計画を立てるための費用なんだろうけど、これはケアマネジャーとかに行く費用という考え方なんですか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 委員がおっしゃるとおりです。

岩本信子委員 これは、結構金額的には1億9,859万円あるんですよ。その計画を立てるのにケアマネジャーが立てて、それぞれ一人一人の計画を立てると思うんです。今言われた、例えば2,200人の居宅介護者がいれば、ケアマネジャーが2,200の計画を立てるという考え方よろしいんですか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 そのとおりです。ケアプランを立てるということで、プランそのものを立てるにあたっては、当然書類を書くだ

けではなく、医療施設との連携、介護施設との連携とかですね、そういったことも踏まえた上での金額ということでお支払いさせていただいているところでございます。

下瀬俊夫委員長 ほかにありませんか。なければ、ちょっとお聞きしたいんですが。先般、市民病院の議論の中で患者が減っているのは、施設に次々に入っているからだ、こういう話があったんですね。施設の入所者はふえる傾向にあるのか、どうなのか。いわゆる、この近隣にどんどん整備されてきているから、市民病院の患者さんがどんどんいなくなっているんだという、こういうふうな話があるんですが、それは事実なのか、どうなのか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 病院が減っているというもので、こちらの介護施設のことで・・・濟いません、はっきりわかりませんが、当然高齢化が進んでおりますので、施設介護サービスを使われる方、グループホームとか、そういったものを使われる方がふえているのは間違いございません。

下瀬俊夫委員長 それは昨年からして、どの程度の伸びなんですか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 施設のほうは、25年3月末につきましては578人が御利用いただいております。現在、26年1月末の数字が592人。したがって24人増加しているところでございます。

岩本信子委員 介護予防サービスのところなんですが、これは余り予算的にはふえていないというか、280万程度しかふえていないんですが、去年とそんなに変わらないと思うんですけども、この辺は力を入れなければいけないところなんですが、なぜ少ないのか、ふえていないのかというのもおかしいんですが、どういうふうに考えられているのかということをお伺いできたらと思います。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 この金額につきましては、本年度の決算見込みをもとに、それぞれはじいておりますので、この金額が余り上がっていないからというわけではありません。認定者数だけで申しあげますと、予防にかかわる方々は要支援1の方が昨年度末が426人に対して、現在1月末が481人、約13%増になっております。要支援2の方は減になっていますが、424人に対して413人。合計で年度末が85

0人に対して1月末現在で894人と増加いたしておりますので、今後は個々の部分について、実際の数字といたしましては、ふえてくるのではないかというふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは26、27ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは28、29ページ。

岩本信子委員 先ほどの高額介護サービスも、こちらもそうなんですけれども、予算が前年度と比べて減っているわけなんですよね。多分、前年度の実績でそういう予算をされているのではないかと思うんですけれども、そういう考えでよろしいでしょうか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 委員がおっしゃるとおりで、実績勘案をいたしまして算出しております。

岩本信子委員 特定入所者介護サービスのところなんですけど、特定入所者介護サービスというのが3施設とおっしゃったんですけど、これの施設の名前はあげられますか、どうですか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 施設名というのは、個別の施設名ですか。

岩本信子委員 はい、そうです。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 市内で申し上げますと特養が介護老人福祉施設ですね、特別養護老人ホーム高千帆苑、特別養護老人ホーム長寿園、特別養護老人ホームサンライフ山陽、特別養護老人ホームフクシア。市内にある施設といたしましては、この4施設になります。それから介護老人保健施設、通称老健というものです。これにつきましては、小野田赤十字老人保健施設あんじゅ、介護老人保健施設あさ紫苑、サテライト型介護老人保健施設あさ紫苑。そして最後の介護療養型医療施設がありますが、これは小野田赤十字病院でございます。以上でございます。

岩本信子委員 この施設でサービスをされているということで、人数というのわかりますか、何人とか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 濟いけません。今、ちょっと数字を持っておりませんので、後ほど資料を持ってきます。

吉永美子委員 今、ちょうど特定入所者という部分で出てきたので、お聞きをしておきたいんですけど。待機者が多いということが以前から問題になっていたと思うんですが、現在の待機者の状況をお知らせいただけますか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 25年3月末現在で県のほうから数字をいただいております。この数字が289人でございます。

吉永美子委員 これは、ここ何年間の間、増加傾向にあるのか、その辺をお知らせいただいていいですか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 増加傾向にあります。

吉永美子委員 その辺の対策についてですけど、よく言われる、痛しかゆしで、施設をつくれば、保険料に反映するというので、大変市も苦慮されることはわかっているんですけども、この増加傾向にある待機者解消に向けての26年度の取り組みはどのように考えておられるのでしょうか。解消というか、減らすという取り組みです。

岩崎健康福祉部次長兼高齢障害課長 待機者の中身でございますけれども、今とりあえず必要ないから、とりあえず申し込んでおこうといわれる方も多分いらっしゃると思います。だから、施設でそれぞれ入居者に対する判定の会議を持っておられますので、その辺で本当に、特に急いで入所される方とかですね、そのあたりをよく見きわめて、施設のほうで順位をつけて対応していただくようにということをお願いしております。収容するだけの数を一気にふやすというのは、ちょっと今難しい状況ですので。

岩本信子委員 この待機者がいて、結局、順番どおりではないということですよ、今おっしゃったことは。というのは、判定会議がそれぞれ施設で行われるのですか、それとも、どこか全体で行われているのですか。

岩崎健康福祉部次長兼高齢障害課長 施設ごとに行われております。

岩本信子委員 緊急を要するとかいうふうなことになるれば、それなりに対処はしていただけるという考え方でよろしいんですかね。

岩崎健康福祉部次長兼高齢障害課長　そういう考え方でよろしいかと思えます。

下瀬俊夫委員長　ほかにありますか。（「委員長、済いません」と呼ぶ者あり）

河上高齢障害課主査兼介護保険係長　先ほど、岩本委員さんの御質問、人数の件ですが、資料持っていて、申しわけございません。一つずつ申し上げます。特別養護老人ホーム高千帆苑が54人とユニット型30人で合計84名。特別養護老人ホーム長寿園が80人。特別養護老人ホームサンライフ山陽が50人プラス30人で80人。特別養護老人ホームフクシアが60人でございます。合計が306人。それから、老人保健施設が小野田赤十字老人保健施設あんじゅが100人。介護老人保健施設あさ紫苑が60人、サテライト型介護老人保健施設あさ紫苑20人。最後の介護療養型医療施設小野田赤十字病院12人になります。

岩本信子委員　今年、ふえる施設があるんですが、これはこちらに入るんですかね。新しい介護施設は入所介護者サービスではないんですかね。2つできるよね。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長　指定をしようと考えているのが、グループホームですね。したがって、これは施設サービスではなくて、居宅のほうに分類されます。

下瀬俊夫委員長　ほかに。30、31ページ。

岩本信子委員　このところで二次予防の地域支援事業ですよ。二次予防のところ職員さんが2人なんですが、これは保健師の免許をもらっている方が当たっているんですかね。それと2人ということで、人数が足りているかどうか聞いたんですけど。

矢野高齢障害課高齢福祉係長　二次予防事業費の中での一般職員といたしましては、事務吏員が2名ということになっております。その下になりますけれども、臨時職員1名ということで二次予防事業は対応しております。

岩本信子委員　この予防事業で保健師さんが対応するということはないんですかね。全部事務員さんでこの中でされているということですか。

矢野高齢障害課高齢福祉係長　全てが事務吏員のみではなくて、保健師等につ

きましては、先のページになるんですけれども、介護予防ケアマネジメント業務の中で包括の職員の給料等を計上しております。その職員と連携を取りながら職務を遂行しておりますので、一概に事務吏員のみでということはありません。ただ、予算の計上の上で二次予防のほうに計上させていただいている次第でございます。

岩本信子委員 何でこれを言うかという、やはり保健師さんという、すごく大事な部分だと思うんです。それぞれの家に行って、いろいろ指導されたりすることも大事なことなんです、人数が、やっぱり私どもは予算を審査する上において、人数が足りていないんじゃないのかという心配をしているわけなんです。それで、その方達が一体どこで、どのようなことで上がって、どういうことを言えば予算がふえていくのかということが知りたかったものですから、そういう聞き方をしたんですけど。どうでしょうか、保健師さんの数とかはどうお考えでしょうか。

岩崎健康福祉部次長兼高齢障害課長 実際のところ、年々予防の業務にかかっている業務というのはふえてきております。包括の職員で受け持っているのが、かなり一人の受け持ちが40件ぐらいということで、大変数多くなってきておまして、その辺は、今はいっぱいいっぱい頑張っているのかなという状況でございます。来年度も一人、社会福祉士を新規採用をしていただいて、1名増ということでやっていくということになっております。今後につきましても、いわゆる、困難事例ですとか、ひとり暮らしで身寄りのない方の対応とか、そういったものも出てくるということもございますので、さらに充実していく必要があるかと思えます。

岩本信子委員 ぜひ予算を獲得してください

下瀬俊夫委員長 ほかに。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に32、33ページ。

矢田松夫副委員長 33ページの高齢者実態把握委託料が昨年より大幅に減額された理由について、実態把握を今からせんといけんのに、減ること自体が理解できないんですが、これ大幅に減っているんですよ。

尾山地域包括支援センター所長 減っていますのは実績勘案ですが、今御指摘がありましたようにどんどんふえていく中で、これが減ってはいけない

のではというのはごもっともな話です。ただ、限られた人員の中で実際に予防のプラン、これサブセンターも含めて一人当たり40件以上担当し、なおかつ、ほかの相談業務がふえてきている中で、この実態把握のために新たに訪問に出て行くということが、実際問題として難しくなっている、それで実績勘案して若干件数を減らさしていただいたという次第でございます。

岩本信子委員 先ほど、市内5カ所に委託と言われましたよね。ここで結局相談が少なかったということでもよろしいんですかね。減っている理由としては。

尾山地域包括支援センター所長 5カ所に関しては変更ございません。その中で実態把握の中、大きく分けて2つあります。一つは市が行うサービス。例えば県の生活支援とか配食サービス、緊急通報、こういったもののサービス調整に関するプラン料、これに関しては希望者がいらっしゃれば、必ず対応しますので、これはもう実績勘案の件数というふうになってまいります。もう一つが、例えば、地域で困っていらっしゃる方がいないかという、いわゆる掘り起こしのための訪問業務です。こちらのほうを本当は力を入れていきたい。しかしながら、先ほどお話をさせていただきましたように、サブセンターの職員も全て予防プランを一人当たり40件程度対応し、なおかつ民生委員さん等からの相談を受けるという中で、なかなか自ら掘り起こしのために出向く時間がちょっと減っているのが実情です。

岩本信子委員 例えば、ここの実態把握委託料という形で出ているんですけど、探して歩く人を委託するとか、それぞれの地域でそういう相談者とか困った人を掘り起こす人は、資格が要るんですかね。そういうふうなことができないんですかということです。だから、5カ所に委託するのはそれでいいですが、掘り起こし訪問業務についての人数をふやしていく、事業所ではなくて、委託する人をふやして行くことができるのかということです。

尾山地域包括支援センター所長 委託先をふやせるかどうかという返事にはなっていないのかもしれませんが、現在、包括支援センター、臨時職員が今年度現在2名雇用させていただいております。うち、1名は老老介護の実態調査のためにお願いしている方なんですけど、その方を通じてかなり老老世帯以外の実態把握業務も行っております。このような形でここの

ところの予算とは反映しませんが、実態把握のほうは行っているという実績はございます。また、限られた人数でいかに地域の隅々まで把握していくかという行動として、やはり地域の民生委員さん、福祉委員さん、自治会長さんに包括支援センターの役割とか、ネットワークづくりを通して、心配な方をこちらのほうにつないでいただく、そういったほうに現在力を入れているところであります。

下瀬俊夫委員長 今の問題に関連するんですが、結局、職場の体制がなっていないから残念ながら、できませんという話ですよ。予算が減っているという実態ですよ。だから、先ほど気になったのは、本来任期つきにしろ、臨時にしろ、いわゆる補助的などという位置づけですよ。特に任期つきというのは、一時的な仕事に携わると。当然、一定の限度といいますかね、期間限定があるわけですよ。ところが仕事の内容はそんなもんじゃないわけですよ。ほとんど正規職員と同じような仕事をしているというのが現状であるかなという点で、任期つきにしろ、臨時にしろ、実態は特に包括の場合は、補助的なものではないと思っているんですが、部長さんのほうで答弁をお願いできませんかね。これ、実態的にはもっと抜本的な対策というかね、体制の整備がいるんじゃないんですか。

田所健康福祉部長 おっしゃるとおりだと思います。ただ、ある程度責任ある職務というのは職員のほうで引き継いでおります。主なものは実態調査というのは任期つきの方をお願いしているところですが、その中で結びつけなくてはいけないというところは、包括の職員のほうで動いております。ですから、任期つき職員は足りているかという点と、正直申し上げて、やっぱり欲しいというのが実情です。それから、ここに上がります、相談事業というのは、いわゆる地域に5つサブセンターを設けて活動していただいておりますけれども、その中でもっと実態をしっかりと整理して、その方をフォローしていくということについては委託料を支払う、加算的なものでお願いいたしますけれども、実際は、今、尾山が申し上げたように介護予防というのはプランが必要になってくるんです。けれども、これは市のほうでつくらなくてはいけなくなっているということで、その辺のプランをもうお願いしているから、回らないというところがありますけれども、昔は介護予防プランはなかったですから、それにかかわる介護予防サービス計画というのを地域のセンターにお願いしているということがあります。で、介護保険にはつながらないけれども、そういうサービス計画をお願いする、実態を把握してつくって

ださいというのがありますが、一時的には予防プランに力を入れていただくようになってしまったから、それで、ちょっと件数が、大体全世帯当たり年間500人ぐらいはいるんじゃないかということで、お願いはしておりますけれども、そこに行く前に予防プランと一体化になっていると。その中でも相談して、大変なものがあつたら、包括のほうへ吸い上げて、職員が相談に乗るという流れで動かしております。いずれにしても、今、いっぱいいっぱいというのが正直なところですよ。また、先ほど次長のほうが言いましたように、特に今からの成年後見とか、地域支援業務とか、その辺がどうしても入ってきます。独居である程度わがままな方、放っていたら、認知症が入ってくると、どうしても成年後見をこっちの方で手続してやるとなると、ものすごい時間がかかるんです。今年も何件かやっていますけれども、どうしてもそっちに時間がとられるから、やっぱり人海戦術で行かなくてはいけないということで、来年は社会福祉士を採用しまして、一人加えるようにしております。もっと欲しいなと思っています。また、人事のほうには、定員とか先ほど言われましたけれども、部署で必要なところがあるんだからというお願いはしてまいりたいと思います。3月までは言っていこうと思っています。(笑い)

下瀬俊夫委員長 先ほどのわかりますか。任期つき。

岩崎健康福祉部次長兼高齢障害課長 ちょっと今、人事のほうにはほかの業務が入ったので、正確な回答はまた後ほどということなんですけれども、定数には入っていないようです。

下瀬俊夫委員長 入るわけないよね。だからそれはそうです。だから、定数に入らぬわけないので・・・来年1名入るとするのは、これは正規ですか。

岩崎健康福祉部次長兼高齢障害課長 正規職員ということになります。

下瀬俊夫委員長 今後の見通しですよ。事務量の見通し。それから、そこら辺でやはり必要な体制というのが、どうしてもあると思うんですよ。それはきちんとした要求をしないとね、絶対これは削ってくるかね。そこら辺ではやっぱりしっかり計画を立てて要求をしていただきたいと思っています。

田所健康福祉部長 私が部長になってから、包括は減らしていません。実は来

年度も社会福祉士が入って2人になるんです。保健師、看護師とかおりましたけれども、実は欲を言えば、ケアマネを持った保健師、こういう条件でお願いをしております。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次34、35ページに入ります。

吉永美子委員 この安心ナースホン委託料なんですけど、308人分ということで、こんなに少なかったかなという認識なんですけど、人数の推移とこれは以前の緊急通報システムと変わったと思っているんですけど、どういふふうに変ったのか、以前の制度の方々がどうなっているのか、その辺をお知らせください。

矢野高齢障害課高齢福祉係長 まず人数の推移ですけれども、23年度は308、24年度が325、25年度が現時点で300、26年度の見込みが308で組んでおります。変わった内容ですが、緊急通報は貸与で、看護師の資格を持つ者が救急通報の体制のときは、24時間受け付けますということだったんですけれども、プレゼンの中で看護師の資格以外にも何かほかに対応ができるような、ケアマネジャーとか介護の関係ですとか、そういった御相談も全て受けていただけるような体制ということで、依頼をして、そういった体制づくりをしていただいております。今後の予定といたしまして、センサーのような物を設置させていただくということで御提案をいただいております。センサーといいますのは、例えば御自分で意思表示できない方が中にはおられますので、その方々が居室の中で全く動かせないですとか、動作の反応がぬるいという場合でしたら、通報を市のほうに上げていただくようお願いをして、見守りの体制をさらに重層化していこうと考えております。そういった形でシステムづくりをどんどん広げていくということで、ナースホン制度としては広げていく予定でございます。

吉永美子委員 私の聞いたのが間違っていなければ、携帯の形のもあってという話を聞いた記憶があるんですけど。形、機器自体がちょっと変化があったのではなかったんですか。

矢野高齢障害課高齢福祉係長 機器につきましては変更はございません。固定型と携帯型は以前からございます。その後、センサーという形での設置をしていけるようにということで、今事業所のほうとは確認をとって進

めております。

吉永美子委員 わかりました。携帯型というのは、まさに携帯とかの形を選べるのかと思ひまして、いわゆる昔のペンダント型というか、ベッドの横に持っていけられるという、そういう・・・

矢野高齢障害課高齢福祉係長 固定型とペンダント型がセットになっております。ですから、それと携帯電話のような形のものがございます。それが2つ選べるようになっております。

吉永美子委員 これ、以前からでしたか。私のあれでは、固定があつて、ベッドとかに持っていけるペンダントがあるというその認識しかなかったから、携帯を持って出るといふのは新たに変わったんじゃないのかなと思つたのでお聞きしたんですが。ずっと前から、携帯型があつたんですか。

矢野高齢障害課高齢福祉係長 携帯型につきましては、以前からではなくて、昨年の1月からです。

吉永美子委員 今言われた325人から308人ということは、どちらかというと、ふえないで減っているという傾向があるという認識でよろしいですか。

矢野高齢障害課高齢福祉係長 これにつきましては、毎年大体300人前後で推移をしている現状でして、実際には施設入所をされたりですとか、入院があつたりとかということで、居宅での生活が難しくなった場合に撤去したりとかということで、大体、新規と撤去につきましては、人数的に今、お示しできるものはありませんけど、余り差がないことになっております。

岩本信子委員 ちょっと気になるのが、友愛訪問活動事業と生きがいと健康づくり推進事業で、これは老人クラブのほうにいつも委託をされているわけなんですけど、あんまり見えてこないというか、この活動がですね、地域、地域で見えてこないんですが、これは例えば老人クラブがある町内だけでされているということはございませんか。ちょっと、その辺をお伺いできたらと思ひますが。

矢野高齢障害課高齢福祉係長 友愛訪問につきましては、議員さんの御指摘のとおりで老人クラブがあります自治会ですとか、その地域で見守りのために友愛訪問ということでお願いをしております。ですから、老人クラブ数が少しずつ減少しておりますので、そこが老人クラブのない自治会ですとか、そういった地区につきましては、今後の課題ということでこちらとしては考えております。生きがいと健康づくり推進事業ですけれども、これにつきましては、シルバーふれあいサロンですとか、スポーツ大会、グランドゴルフ大会、きょうございましたけれども、こちらの活動を老連主体で実施していただいております。これにつきましては、市民の方も参加していただけるような形づくりを現地点ではとっております。

下瀬俊夫委員長 では、ほかに。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは36、37ページ。

吉永美子委員 ここで聞いていいのか、わからなかったんですけど。例の力を入れていただいている、介護の認知症サポーター養成講座の件なんですけど。かなりの方が認知症サポーターとして登録されたと思うんですが、26年度の認知症サポーター養成講座の考え方とそれと認知症サポーターの方々の活用についての考え方をお聞きいたします。

尾山地域包括支援センター所長 認知症サポーター養成講座のほうは、今議員さんがおっしゃられたように力を入れている事業の一つでございます。26年度以降も市内全域にわたって、力を入れて展開していきたい。それと本年度11月ぐらいに始めたんですけども、認知症にやさしい事業所登録ということで、認知症サポーターがいらっしゃる事業所を認知症にやさしい事業所として登録しませんかということで、現在、高齢者が立ち寄られるようなスーパーだとか銀行だとか、そういうふうな所になるべくこのサポーター養成講座を受けていただいて、高齢者が行かれたときに上手な対応して、やさしい対応していただくということにちょっと力を入れていきたいというふうに考えております。サポーターについての活用ですが、認知症サポーターについては特にサポーターになったから、何をしないといけないというような位置づけがございません。逆にだから気軽に受けてくださいいねというのが国の戦略の一つですので、この方々を何か市の事業にというような思いは今のところありません。ただ、矢野のほうと話しているのが介護ボランティアのほうの事業とか力を入れておりますので、こういった方々にも認知症サポーター養

成講座を受けていただいて、幅広い知識を持っていただくとか、そういうふうな方法はとっていろいろとは考えております。

吉永美子委員 事業に入れるとかになると、やはり、認知症サポーターを受けた人がそれからの責任というか、そういうあまり強くなっていくというのは、私はいいことではないと思っているんですけど。ただ、認知症サポーターになられて、その自分が受けたということだけではなくて、自分が受けてこうだったということなんですね。また、自治会の中とか、いろんな所で語れるといいなと思うんです。私はここでDVDだけ見せていただいて、時間になって帰ったということがありますが、あれを見ただけでも、やっぱり認知症を抱えられておられるかもしれないなと思う方に言い方ということだけでも、すごく感じて帰ったので、そういったサポーターの方がいろんな自治会単位とか、そういうところで何か話ができるような雰囲気づくりとかというのも、また必要かなと思うので、自治会との連携という部分ですね、その辺についてはどのように考えておられるのかなと思います。

尾山地域包括支援センター所長 自治会の連携ということで、以前、自治連さんに対して、こういうふうなものをしているので、各自治会で取り組んでいただけないでしょうかというような投げかけをさせていただいたことはあります。そういったのを繰り返すというのと、先ほど受講された方がということで、地域に出て認知症サポーター養成講座をさせていただいたときに、最後をお願いをしているのが、これを持ったから何か特別なことをするわけではないですけども、きょう聞いてよかったなと思われたら、少人数でも私たちお伺いしますので、この養成講座をまた受けないかという、声かけをしていただきたいと思います、こういったことをお願いしております。

岩本信子委員 ここの職員のところなんですけど、先ほど正規職員と任期つきと聞かれましたけど、この8名の内訳に任期つきがいらっしゃるのですか。

尾山地域包括支援センター所長 この中に任期つきは含まれてはおりません。

岩本信子委員 正規職員さんだけですね。

尾山地域包括支援センター所長 正規職員で来年度先ほどお話しましたように、

一人社会福祉士が新規採用されますので、その者を含んだ正規職員8名の賃金です。

下瀬俊夫委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり）8節の報償費ですね、これは先ほど職員対象のと言われましたが、「ケアマネジャーと言うよったよ」と呼ぶ者あり）ケアマネ中心の何か研修かなにか。「内訳ですか」と呼ぶ者あり）いやいや内訳ではなしに、ケアマネだけが参加できるということで、一般的な分ではないんですか、一般市民が参加できるようなものではないということなんですか。

尾山地域包括支援センター所長 この予算に上げておりますのは、主にはケアマネを対象とした研修の報酬費用となっております。ただし、一般向けの報酬の費用に関しましては、35ページの8節報償費の講師謝礼、31ページの予防の関係の講師謝礼、このあたりに含まれています。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。「なし」と呼ぶ者あり）なければ、40、41ページ。ありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）それでは歳出全般について。なければ歳出打ち切ります。では、歳入。歳入は12、13ページ。なければ、この滞納繰越ですね、これはどの程度収納率を見込んでいるんですか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 全体につきましては、98.75程度で考えています。

下瀬俊夫委員長 98%も入るの。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 申しわけありません。今の全体のです。申しわけありません。率というかですね、収納率等はここでは考えておりません。例年と比較いたしまして、全体の割合が、伸びる割合を前年と比較しまして掛けているという格好で調整をしております。

下瀬俊夫委員長 この年度末でどのぐらいの滞納額があるのですか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 2月末現在で申し上げますと、滞納繰越分の普通徴収の分が1,649万5,000円でございます。

矢田松夫副委員長 その辺、去年とそんなに大差はないですよ。あつてはい

けんですけど。大差がないということは、大体の推移で行きよるけど。この中で年金から強制的にもがれるという方は何人ぐらいおってですか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 滞納分につきましては、年金特別徴収の方はいらっしゃいません。

下瀬俊夫委員長 ないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは14、15ページ。ないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ16、17ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）18、19ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ歳入全般。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは全般的にありましたら。

岩本信子委員 全体的に言いますと、介護保険の全体的に見ますと、地域支援が減っていますよね、歳出も歳入も減りますよね。地域支援事業費というのが、減額になっているというか、本当言うたら、ここが減るというのも普通は年寄りもふえていくし、介護が必要な人もたくさんいるし、予防も大変要る時期で、この地域支援事業費というのだけが減額になっているわけですよ、全体で。それが減額だから、歳入も減額にはなるんですが、実績勘案ということで、これは全部出されているから、こういう地域支援事業費というのが減ったという考え方でよろしいのですか。ちょっと、その辺をお聞かせ願えたらと思うんですが。

矢野高齢障害課高齢福祉係長 岩本議員さんがおっしゃるとおりで、実績勘案ということで今回予算計上させていただいておりますので、補正予算で拡大させていただいたと思うんですけども、事業の実績でということ、今年度は予算計上させていただいております。

岩本信子委員 実績勘案で少なければ、そりゃそれで、みんなが元気でこしたことはないんですけども、結局、その事業で、先ほど言われたようにもっともっと地域の掘り起こしがいるとか、もうちょっと人がいたら、もっともっとその辺の地域支援ですから、サービスができるのではないかという、私は実績勘案で出されているんだけど、もっともっとそういう要望があるのではないかと思っているんですけど、その辺はいかがでしょうか。

尾山地域包括支援センター所長 実際ニーズは本当にふえております。ただ、

ちょっと、言いわけに聞こえるかもしれませんが、いかにお金を使わずに少ない人数で効率を上げるか、ここのところを考えて、この予算に上がっていない部分で職員で工夫して、例えば地域の実態だとか、必要な相談に応じるとかという体制、内容的には全く前年度より縮小しているままではないということはお伝えさせていただければと思います。

岩本信子委員　そういうつもりで言ったんじゃないです。とにかく本当はもっともっと需要があるのに、人数が足りないばっかして、こういう予算になるんだったら、残念だなと思うもんですから。だから、仕事をしていないと言うんじゃないですよ。ただ、職場で人数が足りないのではないかということ、私は強調して言いたかったわけですから。予算がふえないほうがいいですよ、健康者がふえるということになれば、また地域支援ということも、予算が減るということは元気な人が多いという考え方もあるんでしょうけど。とても難しいところなんですけど、事業を一生懸命やっていらっしゃるからこそ、応援したいというか、頑張っ欲しいというか、人数もふやして欲しいと思うところがございますので、よろしく願いいたします。

下瀬俊夫委員長　先ほど言われたように、最低の経費で最小の人数で、できるだけ可能な限り仕事をしたいという話、ぎりぎり論ではなしに、もっとこういうことがしたいということで、そのために人数をふやしてくれと言ったほうが、僕は積極的と思うんですけどね、だから、そこら辺で今後の計画なり、見通しなりというのがもっときちんとしているのではないのかなと思いますので、これはぜひ部長さんの最後の仕事として。(笑い)それでは、なければ、質疑を打ち切りたいと思います。それでは、議案第19号平成26年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について、討論のある方。「なし」と呼ぶ者あり)討論を打ち切ります。賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長　全員賛成。本議案は可決されました。それでは議案第32号山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

岩崎健康福祉部次長兼高齢障害課長　それでは、議案第32号山陽小野田市障

害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。これは、現在の障害福祉作業所「のぞみ園」を障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第16項に規定する特定相談支援事業を行う障害福祉サービス事業所に移行するため、山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例について所要の改正を行おうとするものです。詳しくは、参考資料の新旧対照表で御説明申し上げます。第2条におきましては、新たに指定障害者サービス事業所として「のぞみ園」を追加するものです。第3条に第2項を追加し、「のぞみ園」が行う事業を第1号生活介護、第2号特定相談支援事業、第3号その他市長が必要と認める事業の3つについて規定をしております。以下、3条に第2項を追加したことにより、既存の「まつば園」に関する項と新たな「のぞみ園」に関する項を整理して、所要の改正を加えたものでございます。なお、第5条の第2号、第3号につきましては、新たに実施する特定相談支援事業のサービス利用者に関する規定を挿入しております。また、この移行に伴いまして、附則において「山陽小野田市心身福祉作業所条例」を廃止することとしております。以上でございます。それから、お手元に参考資料、一枚紙をお届けいたしております。これが新たにのぞみ園として行うサービス、通所生活介護支援事業の事業内容、それから対象者、職員体制について、簡単ではございますが御説明をしております。裏面につきましては特定相談支援事業所の事業内容、対象者、職員体制について記載をいたしております。以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

下瀬俊夫委員長　それでは、質疑を求めます。

矢田松夫副委員長　今回のぞみ園を新たに加えることであって、例えば運営とか設備とか人員とかの変更はないということでもいいんですかね。

岩崎健康福祉部次長兼高齢障害課長　のぞみ園につきましては、現在、生活介護支援につきましては、現職員6人体制で行っておりますけれども、参考資料の職員体制のところでございますけれども、8人ということで新たに配置をすることとしております。それから特定相談支援事業所につきましては、職員体制は総合相談ということで1人、精神保健福祉士が1人おりますけれども、これに加えて、もう一人相談員を配置することとしております。相談支援事業所につきましては、事務所、相談室を新たに25年度の予算で設置をさせていただいておるところでございます。

岩本信子委員　　こういうふうにして相談支援があるんですが、この相談を受ける方ですよね、基本相談支援と計画相談支援があるんですが、この方たちの資格とかそういうものはきちんといるのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

岩崎健康福祉部次長兼高齢障害課長　これは1人、現在も相談支援事業を行ってまして、先ほど申しました精神保健福祉士の資格を持った1年目のものが当たっております。新規採用の者についてもその資格を持った者がというふうに聞いております。これは事業団のほうで採用しております。

岩本信子委員　　精神障害者のための資格をきちんと持っていらっしゃる方が相談体制につかれているということによろしいですね。

矢田松夫副委員長　さっきの続きなんですが、運営と人員の変更は聞きました。あと設備について、生産的な支援サービスを行う上の設備の変更はあるんですか。

岩崎健康福祉部次長兼高齢障害課長　生活介護につきましては、特に今の施設のままで、今までは福祉作業所ということで、主に生産活動に重きを置いてやっとなんたんですけれども、今度はのぞみ園の入所者というのがかなり重度の人たちがおって、なかなか生産活動というのが難しい方が多いということで、日常生活の支援に重きを置いた、生活介護のほうに移行するというところでございます。もちろん、今までどおり生産活動というのも続けていく予定ではあります。

下瀬俊夫委員長　　ちょっと聞きたいんですが。下関市、美祢市というかなり広い地域、受け持つとあるよね。この広い地域の中で山陽小野田市だけですか、この施設があるのは。こういう相談施設。

縄田高齢障害課障害福祉係長　特定相談支援事業所というのは各市にあります。宇部市においては11施設。下関市においては12施設。美祢市が2施設あります。

下瀬俊夫委員長　　これだけの対象というのは広いけど、これはなぜですか。

縄田高齢障害課障害福祉係長　広域で対応するよということ、やってお

ります。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。議案第32号山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について、討論がある方。（「なし」と呼ぶ者あり）討論を打ち切ります。賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全員賛成。本議案は可決されました。以上で議案の質疑は終わりたいと思います。御苦労さまでした。5分ほど休憩します。

午後3時44分 休憩

午後3時50分 再開

下瀬俊夫委員長 委員会を再開します。請願第7号「新ごみ処理施設の民間委託による包括運転管理に関する請願書」の審査に入りたいと思います。きょう1時から運転管理の民間委託について報告を受けました。この報告をもとにして、御意見をお願いしたいと思います。吉永委員。

吉永美子委員 以前から申し上げているように、早急に現地視察をさせていただきたいと申し上げていますが、先ほど執行部からの説明を受けて、長期包括民間委託の可能性を模索するという話もございましたし、この請願については継続して、それで早急に現地視察をしていただけたらと思っております。（「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり）

下瀬俊夫委員長 皆さんがそれでいいということであれば、継続ということで決定したいと思います。それでは閉会中の所管事務調査について、今お手元に2枚の紙があります。閉会中の所管事務調査ということで、12月に決定をした8項目ですね。これでいくと実は閉会中に審査事項そのものが大変限定になってしまうということで、いろんな例えば埴生から市民病院の直行バスの問題も、これは実はこの中に入っていないんですね。病院経営の問題ではなしに、あれは地域医療に関する問題だったんで、いわゆる閉会中の委員会審査の項に入らなかったんです。そういうこともありまして、もっと閉会中の委員会審査の内容を、調査事項をきちんとふやしたほうがいいのではないかという意見があります。そう

いう点でこれは前期までにこの委員会で決定した、これだけのたくさん上がったわけですが、これだけいるかどうかは別として、もう少しふやしたほうがいいのではないかというように思っていますので、この前期で使用した調査事項について、もう少し必要な調査事項について、皆さんの御意見を聞いた上で、決定したいと思います。

(7項目追加して閉会中の所管事務調査とした)

下瀬俊夫委員長 それでは、これで民生福祉常任委員会を閉会します。

午後4時00分 散会

平成26年3月12日

民生福祉常任委員会委員長 下瀬俊夫